



厚生労働省発表  
平成20年12月8日

## 輸入食品に対する検査命令の実施について (ベネズエラ産カカオ豆及びその加工品)

本日、以下のとおり輸入者に対して、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
ベネズエラ産カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	2,4-D*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、ベネズエラ産カカオ豆から基準値を超える2,4-Dを検出したことから、検査命令を実施するもの。

\* 除草剤

### <参考1>ベネズエラ産カカオ豆の2,4-Dに係る違反事例

#### 1 品名：生鮮カカオ豆

輸入者：三井物産 株式会社

輸出者：CACAO OPTIMA C. A.

届出数量及び重量：850 バッグ、50,443kg

検査結果：2,4-D 0.06ppm\*<sup>1</sup> 検出 (基準値 0.01ppm\*<sup>2</sup>)

届出先：横浜検疫所

違反確定日：平成20年1月15日

措置状況：全量保管中

#### 2 品名：生鮮カカオ豆

輸入者：株式会社 カーギルジャパン

輸出者：AFB CACAO & CAFE, C. A.

届出数量及び重量：417 バッグ、25,077kg

検査結果：2,4-D 0.02ppm 検出 (基準値 0.01ppm)

届出先：神戸検疫所食品監視第二課

違反確定日：平成20年12月5日

措置状況：全量保管中

\*1 2,4-Dの許容一口摂取量(人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一口当たりの摂取量)は、体重1kg当たり0.01mg/日であることから、体重60kgの人が2,4-Dが0.06ppm残留したカカオ豆を毎日約10kg摂取し続けたとしても、許容一口摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

\*2 2,4-Dは、カカオ豆には0.01ppmの基準値が適用されますが、例えば、米には0.1ppm、トマトには0.2ppmの基準値が設定されています。

### <参考2>ベネズエラ産カカオ豆の輸入実績

平成19年4月1日から平成20年12月8日：速報値

届出年度	届出件数	届出重量(ト)	検査件数*	違反件数
平成19年	147	4,553	53	1(2,4-D)
平成20年	81	2,300	58	1(ケルビ <sup>®</sup> 跡入) 1(2,4-D)

\* 残留農薬に係る検査